

下水道事業の設置等に関する条例の制定、 市営住宅条例の一部改正、 市立体育施設条例の一部改正、 指定管理者の指定を可決

下水道事業の 設置等に関する 条例の制定を可決

下水道事業の経営健全化を図るため、地方公営企業法の適用が望ましいとの国の方針を受け、本市でも総合振興計画において下水道事業に公営企業会計を導入することとしています。

このことから、地方公営企業法の財務規定等を適用するために必要な事項を定め、下水道事業の健全化に向けた効率的な経営を目指すとともに、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に資することを目的に条例を制定するものです。

【賛成多数で原案可決】

討 論

なお、この条例は平成25年4月1日から施行されます。

地方公営企業の独立採算制は公共性の強い下水道事業になじまないと考え、反対（日本共産党）

地方公営企業は独立採算制が原則ですが、下水道事業には利潤創出機能がなく、本来は一般行政で行う事業です。

公営企業である水道事業では、水道施設長期更新計画を策定し、40年間で805億円の更新工事を市民の負担で予定しています。そのため料金の値上げが3回予定されていますが、賃金や年金が減らされる時代に公共料金の大幅な値上げは、市民の生活を痛めつける耐えがたい負担です。

公共性の強い上下水道事業は、企業性傾斜の論理から公共性優先に論理を転換して一般財源や租税を拡大し、料金を低く抑えることが必要です。以上を指摘し、反対します。

経営改善や効率的な施設運営に努めることを求め賛成（新政の会）

この条例は、下水道事業を特別会計から公営企業会計へ移行して、中長期的視点で経営の健全化を目指すものです。

公営企業会計移行後は、普及率の向上や維持管理の効率化などを図り、汚水処理原価を下げ、下水道使用料を抑制することを期待します。

本市の下水道事業は整備率が非常に高く、膨大な管渠延長があり、適切な改築や維持管理が必要です。公共下水道は、市民生活に欠かせない施設で、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等の大きな役割がありますので、これまでに以上を経営改善や効率的な施設運営に努めることを要望して賛成します。

市営住宅条例の 一部改正を可決

この条例は、平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、公営住宅等の整備基準や入居者資格の収入基準を規定するものです。

また、近年の社会情勢や経済状況の変化に伴い、入居制度等を見直すことで入居機会を拡大するとともに、不正行為や迷惑行為などの確に对应するため、市営住宅の管理について明確かつ厳格なものとするものです。

なお、整備基準や入居者資格の収入基準の改正は、平成25年4月1日から施行するものですが、入居制度等の見直しについては周知期間を設けるため、平成26年4月1日から施行するものです。

【賛成多数で原案可決】

討 論

入居者資格や入居期限の条件を厳しくするのではなく市営住宅を増やすことを求め反対（日本共産党）

この議案は、同居親族に制限を設け、家族で支え合う暮らしを妨げます。

連帯保証人なしでの入居や子育て世代を支援する入居制度を設けますが、どちらも居住期間が制限され、住居を失う不安を伴っており、教育費の一番かかる時期の退去になりかねません。入居期限は設けるべきではありません。

多くの入居希望者がいますが、昨年度で15人、今年度は1人しか入居していません。明らかに市営住宅が不足しています。入居者資格の制限や入居期限を設けるのではなく市営住宅を増やすべきです。

以上を指摘し、反対します。
住宅に困窮する世帯等に
入居機会拡大を
図る適切な改正に
賛成（新政の会）

今回の主な改正内容は、第1次地域主権改革一括法に基づく公営住宅法の改正により、市営住宅等の整備基準については国の基準に準拠し、入居収入基準については現行基準を踏襲するというものです。

入居制度においては、年1回の登録制を随時募集に変更したことや、子育て世帯を対象に期限付き入居制度を導入

し、真に住宅に困窮する世帯へ入居機会の拡大を図るもので、適切な改正であると考えます。

今後においても、さらなる市営住宅の適正かつ公平な管理を要望し、賛成討論とします。

市立体育施設条例の一部改正を可決

この条例改正は、昭和50年の開設から35年余が経過し、不等沈下や老朽化が著しい市民プールを廃止するものです。

市民プールの廃止は、平成22年度に実施した施設の現況調査により、大規模な改修が必要との結果が出たことや、市民プール開設後に、近隣に民間や県営の大規模レジャープールができたことなどから利用者が減少して、事業効果が見込めなくなっていることなどを検討した結果です。

今後は、学校プールの開放拡大や、民間等の大規模レジャープール利用に対する補助の継続で市民プール代替としていきます。

【賛成多数で原案可決】

討論

市民や子どもたちの要望が高い施設の廃止に反対(日本共産党)

市民プールの代替策として民間等プール利用補助事業や小学校プール開放事業などを行い、一定の効果を上げていくことは理解をしています。

しかし、多くの近隣自治体で、さまざまな種類の市民プールが活用されている状況での廃止は、市民や子どもたちの要望が大変高い施設でもあり大変残念です。

今後の市民プールについては、長期的課題との見解ですが、せめて新しいプールができるまでのプロセスを市民とともに考えられる道筋で示すことを求めます。

以上の理由により、この議案に反対します。

単に市民プールを廃止するのではなく十分な代替策への取り組みを評価して賛成(新政の会)

不等沈下や老朽化の影響から、安心安全な利用が困難な市民プールを全面改修するためには、膨大な費用が必要で

す。周辺環境が開設当時とは大きく変化しており、総合的に判断すると廃止することは

やむを得ません。

市民プールを廃止する代替策として、民間等プール利用補助事業や小学校プール開放事業を実施するとともに、エンゼル・ドームの水遊び施設整備に取り組むことは評価ができるものです。今後も、財政状況等を踏まえ、費用対効果の高い事業選択に努めることと、市民プール跡地の有効活用を要望し、賛成します。

指定管理者の指定を可決

平成25年4月1日から、心身障害者通所支援施設「ひまわり園」及び「あおぞら」の管理運営に指定管理者制度を導入するため、指定管理者の指定を行なうものです。

候補者の選定に当たっては、施設の運営実績や障がい者特性への配慮、指導員の専門性や資格、地域福祉の担い手としての実績を考慮し、円滑な運営を確保できる市内業者として「社会福祉法人春日部市社会福祉協議会」を指定管理者に指定しました。

なお指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間です。

討論

【賛成多数で原案可決】

継続性、職員の待遇専門性に問題のある指定管理者制度に反対(日本共産党)

変化への対応が、苦手な利用者が多い、心身障害者支援施設に、有資格者などの多い春日部市社会福祉協議会を指定したことは評価できますが、

指定期間が3年間で継続性が保障されません。また、指定管理者制度は低賃金で働く職員を増やし、職員の権利を保障できず、待遇に問題があります。また、豊かな体験をすること、わが子が成長することを願っている保護者のため、専門の職員がしっかりと支援する必要があります。

市が福祉の専門職を雇用し、責任を持って管理運営することを求めます。

以上を指摘し、反対します。実績や専門スタッフが確保された指定管理者であり適正で円滑な施設管理に期待をして賛成(新政の会)

平成25年4月1日から、心身障害者通所支援施設の「ひまわり園」と「あおぞら」に指定管理者制度を導入するも

のです。指定管理者の候補者に対し、制度導入指針に基づき、厳正に書類審査やプレゼンテーションを実施し、障害者通所支援施設の指定管理を受託した実績のある、社会福祉法人春日部市社会福祉協議会を選定しています。

専門性を有する指導員等の資格保持者が確保され、利用者のニーズに応じたサービスや安全性を考慮した運営が見込めるものです。

適正で円滑な施設管理に期待をして、賛成します。

陳情

次の陳情について、所管常任委員会で見解交換しました。

○第4号 春日部市公的審議会等委員への宅地建物取引業者の登録等に関する陳情

○第5号 学校における空間放射線量の測定の再開・継続と、放射性物質による汚染の実態把握のための土壌検査を求める陳情

○第6号 食品・土壌を検査できる放射線測定機器の導入を願う陳情

今定例会の日程

- 11月27日
 - 開会
 - 市長提出議案の上程・説明
 - 市長提出人事案件の上程・説明・質疑・討論・採決
- 11月29日
 - 議案に対する質疑
- 12月3日
 - 常任委員会
- 12月5・6・10・11・12日
 - 一般質問
- 12月14日
 - 常任委員長報告とそれに対する質疑
 - 各議案に対する討論・採決
 - 議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決
- 閉会

閉会中の委員会活動

- ▽厚生福祉委員会
 - 10月9日～11日
 - ・行政視察：・室蘭市（市立室蘭総合病院におけるDP C（診断群分類別包括評価）制度について）、登別市（森の中の子育て・ネイチャーセンターフォレスト鉱山）、札幌市内（勤医協中央病院新病棟建築について）

- ▽総務委員会
 - 10月15日～17日
 - ・行政視察：・生駒市（行政改革大綱について）、堺市（震災に強いまちづくり基本計画について）、尼崎市（公共施設の老朽化問題について）
- ▽建設委員会
 - 10月15日～17日
 - ・行政視察：・敦賀市（シンボルロード化整備事業について）、福井市（賑わいの道づくりについて）、鯖江市（水道ビジョンについて）
- ▽教育環境委員会
 - 10月15日～17日
 - ・行政視察：・富士宮市（フールドバレー構想について）、北杜市（メガソーラー発電事業について）、上田市（地産地消事業について）
- ▽議会運営委員会
 - 11月6日～8日
 - ・行政視察：・飯田市（議会改革（議会行政評価）について）、塩尻市（議会改革（議会報告会）について）、長野市（議会改革（代表質問制度・個人質問制度）について）
 - 11月21日
 - ・平成24年12月定例会運営について

- ▽議会改革検討特別委員会
 - 12月20日
 - ・地方自治法の一部改正等について
 - ・春日部市議会における災害発生時の対応要領（案）について
- ▽広報広聴委員会
 - 10月14日
 - ・今後の取り組みについて
 - 10月26日
 - ・今後の取り組みについて
 - 10月31日
 - ・議会報告会の結果報告等について
 - 12月18日
 - ・議会だより第30号の発行について
 - 1月7日
 - ・議会だより第30号の発行について
- ▽図書室運営委員会
 - 1月7日
 - ・春日部市議会図書室規程の一部改正について

次回の定例会は 2月18日(月) 開会予定です

本会議の傍聴を希望される方は、市役所本庁舎3階の傍聴者受付で、住所及び氏名をご記入の上、傍聴券を受け取り、傍聴席に入場してください。傍聴席は56席（車いす傍聴席2席を含む）です。
本会議は、通常午前10時から開催されます。

「議会だより」の表紙をあなたの写真で飾りませんか

平成25年5月1日発行の議会だより3月定例会号の表紙を飾る写真を募集します。

【募集写真のテーマ】「私の好きな春日部市」

【応募規定】 1. 市内で撮影された写真で未発表作品
2. デジタルデータの場合は2MB以上のJPEGデータ、プリントの場合はL判

【応募方法】 1. 撮影場所、撮影日時、住所、氏名、電話番号を記入(任意の様式)してください。
2. 平成25年3月29日(金)までに、直接、または郵送で議会事務局までお願いします。
5MB未満のデジタルデータの場合はメールでの応募も受け付けします。
■郵送先：〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地 春日部市議会事務局
■E-mail：gikai@city.kasukabe.lg.jp

【その他】 ○掲載作品の選考は、広報広聴委員会で行います。
○掲載時には、撮影者名、住所(町名まで)を議会だよりに掲載させていただきます。
○人物や個人の所有物を撮影した場合には、本人または所有者の承諾を得てください。
○写真は、モノクロでの掲載となり、必要により、トリミング等の補正を行います。
○掲載された写真の使用権は市に帰属します。
○選外のプリント作品については、後日返送いたします。なお、デジタルデータについては消去し、流出等無いよう扱わせていただきます。

12月定例会 審議結果

(○:賛成 ×:反対)

議案番号	議案名 ()は付託委員会名	審議結果	新 政 の 会	公 明 党	日 本 共 産 党	緑 新 ク ラ ブ	春 和 会	社 会 民 主 党	無 所 属
議案第 86 号	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定 (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 87 号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 88 号	暴力団排除条例の制定 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 89 号	道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 90 号	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 91 号	準用河川管理施設等の構造に関する条例の制定 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 92 号	都市計画手続条例の制定 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 93 号	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 94 号	開発事業の手続及び基準に関する条例の制定 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 95 号	下水道事業の設置等に関する条例の制定 (建設)	原案可決	○	○	×	○	○	○	○
議案第 96 号	春日部自転車駐車場条例の全部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 97 号	都市景観条例の全部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 98 号	行政組織条例の一部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 99 号	行政財産の使用料に関する条例の一部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第100号	手数料条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第101号	ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正 (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第102号	環境センター条例の一部改正 (教育環境)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第103号	企業誘致条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第104号	市営住宅条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	×	○	○	○	○
議案第105号	都市公園条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第106号	緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第107号	下水道条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第108号	市立体育施設条例の一部改正 (教育環境)	原案可決	○	○	×	○	○	○	○
議案第109号	埼玉県市町村総合事務組合規約の変更 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第110号	指定管理者の指定[ひまわり園及びあおぞら] (厚生福祉)	原案可決	○	○	×	○	○	○	○
議案第111号	平成24年度一般会計補正予算(第5号) (各委員会)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第112号	平成24年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第113号	平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第114号	平成24年度介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第115号	平成24年度下水道事業特別会計補正予算(第2号) (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第116号	平成24年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第117号	平成24年度市立看護専門学校特別会計補正予算(第2号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第118号	平成24年度水道事業会計補正予算(第1号) (建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第119号	平成24年度病院事業会計補正予算(第2号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第120号	公平委員会委員の選任につき同意を求める[黒川エツ子氏] (付託省略)	同意	○	○	○	○	○	○	○
議案第121号	教育委員会委員の選任につき同意を求める[金森 良泰氏] (付託省略)	同意	○	○	○	○	○	○	○
議案第122号	専決処分承認を求める(平成24年度一般会計補正予算(第4号)) (総務)	承認	○	○	○	○	○	○	○

議員提出議案

議案第17号議案	次代を担う若者世代支援策を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	×
----------	----------------------------	------	---	---	---	---	---	---	---	---